

内閣府、総務省、法務省、  
外務省、財務省、文部科学省、  
○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第一号  
国土交通省、環境省、防衛省

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び第四項の規定に基づき、並びにフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）を実施するため、フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

内閣総理大臣	安倍	晋三
総務大臣	山本	早苗
法務大臣	岩城	光英
外務大臣	岸田	文雄
財務大臣	麻生	太郎

文部科学大臣 馳 浩

厚生労働大臣 塩崎 恭久

農林水産大臣 森山 裕

経済産業大臣 林 幹雄

国土交通大臣 石井 啓一

環境大臣 大塚 珠代

防衛大臣 中谷 元

フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令

フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令（平成二十六年

内閣府、総務省、法務省、  
外務省、財務省、文部科学省、  
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、  
国土交通省、環境省、防衛省、  
令

第二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「次条及び第六条において」を「以下」に改める。

本則に次の四条を加える。

（電子情報処理組織による申請等の指定）

第九条 この命令において、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この条、第十一条及び第十二条において「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる申請等（情報通信技術利用法第二条第六号に規定する申請等をいう。）は、法第十条第一項の規定による報告及び法第二十三条第一項の規定による提供（以下「報告等」という。）とする。

（事前届出）

第十条 電子情報処理組織を使用して報告等を行おうとする特定漏えい者は、様式第四による電子情報処理組織使用届出書を環境大臣又は経済産業大臣にあらかじめ届け出なければならない。

2 環境大臣又は経済産業大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした特定漏えい者

に識別符号を付与するものとする。

3 第一項の規定による届出をした特定漏えい者は、届け出た事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、様式第五又は様式第六によりその旨を環境大臣又は経済産業大臣に届け出なければならない。

4 環境大臣又は経済産業大臣は、第一項の規定による届出をした特定漏えい者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

（報告等の入力事項等）

第十一条 電子情報処理組織を使用して報告等を行おうとする特定漏えい者は、当該報告等を書面等（情報通信技術利用法第二条第三号に規定する書面等をいう。）により行うときに記載すべきこととされている事項、前条第二項の規定により付与された識別符号及び当該特定漏えい者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号（次条において「暗証符号」という。）を、当該電子計算機から入力して、当該報告等を行わなければならない。

（報告等において名称を明らかにする措置）

第十二条 報告等においてすべきこととされている署名等（情報通信技術利用法第二条第四号に規定する署名等をいう。）に代わるものであって、情報通信技術利用法第三条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第十条第二項の規定により付与された識別符号及び暗証符号を電子情報処理組織を使用して報告等を行おうとする特定漏えい者の使用に係る電子計算機から入力することをいう。

様式に次の三様式を加える。

様式第4（第10条第1項関係）

※受理日	年 月 日
※整理番号	

電子情報処理組織使用届出書

年 月 日

(環境大臣)  
(経済産業大臣)

殿

提出者 住所 〒  
氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)<sup>㊞</sup>

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告及び第23条第1項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。

作成担当者連絡先

特定漏えい者コード									
(ふりがな) 特定漏えい者の名称									
(ふりがな) 特定漏えい者の所在地	〒								
担当者	部 署								
	(ふりがな) 氏 名								
	電話番号								
	メールアドレス								

- 備考
- ※の欄には、記載しないこと。
  - 宛先の欄には、環境大臣又は経済産業大臣を記載すること。
  - 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
  - 特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏えい者ごとに付された番号を記載すること。
  - 本様式の内紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第5（第10条第3項関係）

※受理日	年 月 日
※整理番号	

電子情報処理組織使用変更届出書

年 月 日

(環境大臣)  
(経済産業大臣)

殿

提出者 住 所 〒

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名) ㊞

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告及び第23条第1項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用について、以下のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更事項

変更前

変更後

作成担当者連絡先

特定漏えい者コード									
(ふりがな) 特定漏えい者の名称									
(ふりがな) 特定漏えい者の所在地	〒								
担当者	部 署								
	(ふりがな) 氏 名								
	電話番号								
	メールアドレス								

- 備考
- ※の欄には、記載しないこと。
  - 宛先の欄には、環境大臣又は経済産業大臣を記載すること。
  - 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
  - 特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏えい者ごとに付された番号を記載すること。
  - 本様式用の紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第6（第10条第3項関係）

※受理日	年 月 日
※整理番号	

電子情報処理組織使用廃止届出書

年 月 日

(環境大臣)  
(経済産業大臣)

殿

提出者 住 所 〒

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) ㊞

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告及び第23条第1項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用の廃止について、以下の事項を届け出ます。

識別符号 ( )

作成担当者連絡先

特定漏えい者コード									
(ふりがな) 特定漏えい者の名称									
(ふりがな) 特定漏えい者の所在地		〒							
担当者	部 署								
	(ふりがな) 氏 名								
	電話番号								
	メールアドレス								

- 備考
- ※の欄には、記載しないこと。
  - 宛先の欄には、環境大臣又は経済産業大臣を記載すること。
  - 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。
  - 識別符号の欄には、第10条第2項に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が付した識別符号を記載すること。
  - 特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏えい者ごとに付された番号を記載すること。
  - 本様式用の紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。



附 則

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。